

令和5年度 第2回定期監査（令和5年11月28日報告） 【指摘事項】
対象部局：文化スポーツ部、保健福祉部、上下水道局

該当所属	監 査 の 結 果 （指摘事項）	措置・対応 状況の別	内 容
1 浄水課	1 収入事務について (1) 調定事務 行政財産使用料の算出に誤りがあった。 行政財産使用料等の取扱いについては、郡山市上下水道局行政財産使用料規程第2条の規定により、郡山市行政財産使用料条例の例によることとなっており、同条例第2条及び別表の規定に基づき算出しなければならないが、計算の基礎となる日数を誤って使用料を算出しているものがあった。	措置 (完了)	調定事務の誤りにつきましては、使用料の算出に当たり当該年度の日数に対する許可日数の割合で算出することと条例で定められておりますが、本年度は366日とすべきところを365日として算定したことが原因です。 相手方から過大に徴収した使用料は速やかに還付の手続きを行い、返納しました。 現在は、課内で改めて条例及び事務手続きを確認し、数量に誤りがないか等、チェックリストによる確認を複数人で行い、適正な事務の執行に努めております。 令和6年4月22日措置通知 市長
2 障がい福祉課	2 支出事務について (1) 扶助費支出事務 助成金の額を誤って支出しているものがあった。 支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出をしようとするときは、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときに支出命令をするものであるが、助成金の額を誤って支出しているものがあった。	措置 (完了)	扶助費支出事務の誤りにつきましては、助成金交付申請書等の点検及び確認が不十分だったことが原因です。 支払誤りのあった申請者には説明を行い、支払不足分の振込(1件)及び過大支出分(5件)の返還を完了しました。 指摘以降は、処理手順の見直し及びチェックシートによる申請内容の確認体制を強化し、適正に支出事務を行うよう改めました。 令和6年4月22日措置通知 市長
3 浄水課	(2) 委託料支出事務 金額に誤りのある完了届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。 支出権者は、郡山市上下水道局会計規程第31条第1項の規定により、支出をしようとするときは、契約、請求書、その他の関係書類に基づいて金額等を調査し支出を決定しなければならないが、金額に誤りのある完了届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。	措置 (完了)	支出事務の誤りにつきましては、契約書では月単位で単価契約項目毎に時間集計し、1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは1時間に切り上げて請求すると定められておりますが、受注者から提出された書類を十分に確認せず支出命令を作成したことが原因です。 この誤りによる不足分については、速やかに受注者へ支払いました。 現在は、課内で契約書の内容を十分把握するとともに、提出された書類の確認を徹底し、数量に誤りがないか等、チェックリストによる確認を複数人で行い、適正な事務処理に努めております。 令和6年4月22日措置通知 市長
4 検査課	3 契約事務について (1) 契約締結事務 不備のある契約書で契約締結しているものがあった。 契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定により、必要な関係書類を添えたものでなければならないが、約款の2頁目が記載されていない契約書により契約締結しているものがあった。	措置 (完了)	不備のある契約書で契約締結したこと（落丁）については、契約書作成時の確認が不十分だったことが原因です。 当該契約書につきましては、速やかに作成し直しました。 上記を受けて、契約書を作成する際は、担当者だけでなく、文書取扱責任者又は文書取扱主任の確認を受け作成し、また押印の際は、公印管理者又は公印取扱主任が「押印前の契約書」と「システムで決裁を受けた契約書」との照合を徹底し、さらに複数人で確認を行うように徹底しました。 令和6年4月22日措置通知 市長